

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

#### a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）

○対象企業の経営実態を正確に把握し、スムーズな事業承継を支援します。

○対象企業へのBCP策定のためのアドバイス等を適宜実施します。

#### b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援 等）

○取引企業のIT化、テレワーク化を促進するために、各種補助金等の申請支援を行いません。

○取引企業におけるIT人材育成のための研修会やセミナーを開催します。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

#### ①価格決定方法

他土業等パートナーとの連携業務にあたっては、パートナーへの不合理な原価低減要請を行いません。対価（報酬）の決定にあたってはパートナーから協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなどパートナーの適正な利益を含むよう、十分に協議します。対価（報酬）の決定を含め契約にあたっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

#### ②手形などの支払条件

代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

#### ③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

#### ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

パートナーに対して、働き方改革に対応できるよう、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、パートナーに取引上一方的な負担を押し付けないように、また事業再開時等にはできる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他（任意記載）

○パートナーには不当・不合理な依頼をせず、価格（報酬）については相場等に基づき合理的に判断、決定し依頼及び交渉を行いません。

○パートナーとの信頼関係を醸成するために、当事務所の取り組み内容を積極的に開示します。

2021年11月8日

藤井よしき行政書士FP事務所

企業名

代表 藤井 祥樹

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。